

大 津 市 情 報 公 開 審 査 会 答 申

( 諮 問 第 3 号 )

平 成 9 年 4 月 21 日

大 津 市 情 報 公 開 審 査 会

## 答 申

### 第1 審査会の結論

「平成6年度高負荷超大口特別料金契約書(使用量で上位から3番目の需要家の分)」に関して非公開とした部分については、実施機関の判断通りこれを非公開とすることが適当であると判断する。

### 第2 審査請求の経過

#### 1 公開請求

平成8年8月9日、審査請求人は大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条の規定により、大津市水道、ガス事業管理者(以下「本件実施機関」という。)に対し、「平成6年度高負荷超大口特別料金契約書(使用量で上位から3番目の需要家の分)」の公文書の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

本件実施機関は本件請求に対応する公文書として、平成6年3月22日締結の「ガス需給契約書」(以下「本件公文書」という。)を特定した。

平成8年8月23日付けで本件公文書の部分公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、公開しない部分に関して次のとおり公開しない理由を付して審査請求人に通知した。

##### (1) 条例第6条第2号に該当する。

本件公文書には、契約相手方の名称、月別使用量、ガス料金単価等の契約相手方の営業、取引に関する事項が記載されており、これを公開すると契約相手先の法人が特定でき、また、その法人の経営状況が推測でき、その法人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがある。

##### (2) 条例第6条第3号に該当する。

本件公文書には、社印及び代表者印の印影があり、これを公開すると、法人の財産の保護、その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある。

##### (3) 条例第6条第8号に該当する。

本件公文書には、ガス料金単価及び補償料の単価が記載されており、これを公開すると

他のエネルギー事業者にこれらの単価を知られることとなり、価格面での競合(LPG、電気、オイル等)や他エネルギーに転換されるおそれがあり、今後の

ガス事業において不利益が生じる。ひいては、利益率の低下を招くことにより、一般料金にも影響を及ぼすおそれがある。

原料購入先に販売単価が知れ、今後の原料購入に伴う価格交渉時に相手方が優位となることが懸念され、交渉が難行し、ひいては、原料価格の高騰につながるおそれがある。

料金単価を公開することは、一般市民に当該料金単価と一般料金単価との差異について、誤解や混乱を招き、ガス事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがある。

### 3 審査請求

平成8年9月2日、審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法第5条の規定により、本件実施機関の上級庁である大津市長に審査請求を行った。

#### 第3 審査請求の趣旨

「本件処分のうち非公開とした部分を取り消し、公開する」との裁決を求める。

#### 第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、審査請求書及び意見書の記載内容並びに意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- 1 大津市が企図しているガス料金体系の改定は、従来の料金算定体系を抜本的に変えようとするもので、需要家の市民と大津市、大津市ガス事業にとって重大な問題である。

このガス料金体系の抜本的改定が、市民の如何なる疑問にも耐えられるものとするためには現行料金体系（高負荷超大口特別料金、特別供給料金、冷房特約料金、一般料金）の検討は欠かせない。

ガス供給量、料金単価等の高負荷大口契約の内容を公開することにより、大津市のガス事業の収益状況や経営実態が明らかとなるので、ガス料金体系の適否が判断できる。

ガス事業という公共性の非常に高い事業を、地方公共団体が行っていることから考えても、非公開とする理由はない。

- 2 条例第6条第2号及び同条第3号を適用したことについては争わない。

- 3 本件公文書を公開すべきとする理由について

条例第6条第8号に該当しないことについては、以下のとおりである。

大津市ガス事業は、公営事業のメリットを生かして他のエネルギー事業者と共存共栄の努力で需要家を維持してきており、その努力は今後も行われるのは当然で、本件公文書を公開することによる他のエネルギーとの価格面での競合や他エネルギーへの転換のおそれはない。

原料購入先の大阪ガスについても多様な料金契約体系を持っており、又大津市ガス事業会計の決算状況は公表されており、本件公文書を公開することにより、今後の原料購入価格の交渉時に相手方（大阪ガス）が優位になることはない。

公営企業の料金体系と料金単価が一目瞭然性を欠くことは、憲法、ガス事業法の精神に反し、公益事業としての明瞭性に欠ける。

公営事業こそ一目瞭然性と明確性が求められ、それを欠くことが一般市民に誤解や混乱を招くのであって、本件公文書を公開することにより、一般市民に特約料金単価と一般料金単価との差異について誤解や混乱を招くのではない。

「情報公開」が制度化された時点で、「公開が予定されていないもの」は制度の精神にしたがって「公開が予定されていないもの」を見直さなければならないにもかかわらず、そういう作業の形跡がうかがわれない。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、非公開理由説明書の記載内容及び意見・説明の聴取によれば、概ね次のとおりである。

### 1 本件公文書について

本市は、地方公営企業として、大津市ガス供給条例に基づいて一般ガスの供給を行っている。

通常一般の使用形態の場合は、同条例による供給条件でもって一般的に規定することが可能であるが、一方、通常ではない特殊な使用形態の場合があり、この特殊な使用形態でガスを積極的に供給することは、ガス施設を有効に利用することとなる等ガス事業に貢献できる場合がある。

そこで、同条例第23条及び大津市ガス特別供給に関する規程第2条において、同条例以外の特別な供給条件による供給を可能としており、同規程第4条は高負荷超大口契約による特別供給条件について定めている。

本件公文書は、同条例第23条に基づき、同条例以外の特別な供給条件でガス供給を行う場合について需要家との間で取り交わした契約書であり、その供給条件については、近畿通商産業局長の認可を受けている。

### 2 条例第6条第8号に該当することについて

本件公文書におけるガス料金単価及び補償料単価を公開しない理由については、次

のとおりである。

ア 高負荷超大口契約制度を適用する市場は、エネルギー間の価格面での競合が非常に厳しく、価格条件（ガス料金単価、補償料単価）が公開されると、他のエネルギー事業者に対抗策が取られ、他のエネルギーに転換されるおそれがある。現に、ガス料金が高いとして、冷暖房設備についてガスからオイルに切り替えられた事例がある。

地方公営企業も又、企業活動を行っているのであり、地方公営企業であることだけの故をもって、これを公開することにより、著しく不利な状況に追いやられなければならないという考え方はとることができない。

イ 地方公営企業法では、企業の経済性と公共の福祉の増進が基本原則として定められている。は民間企業の経済性と同じであり、はより低廉な料金の長期安定を維持していくことである。

料金の長期安定維持のためには、効率的で健全な経営が必要であり、そのためには、民間企業のように最低限の企業秘密の保持が必要である。

したがって、公開により市民が得る利益と、低料金の安定維持により得る利益とを比較衡量した場合、後者を優先すべきである。

ウ 特別な供給条件でガス供給を行う場合は、各需要家ごとに料金を定めていることから、この価格条件を公開すれば、将来、高負荷超大口特別料金より高い料金の適用が妥当な大口需要家との料金交渉時に、この料金体系が上限価格として機能し、自由な市場価格形成に大きな歪みが生じるおそれがある。

また、他社の料金水準がわかり、契約更改の困難に加え新規需要家の獲得が難しくなる。

エ ガスを大阪ガスから購入している関係から、価格条件を公開すれば、大阪ガスとのガス購入交渉時において、そのガス料金の販売単価が機能し、交渉が著しく困難な状況となる。

審査請求人は「大津市ガス事業会計の決算状況は公表されている」として、大阪ガスとの交渉に影響はないとのことであるが、ガス事業会計の決算からは大口契約の価格条件は知り得ない。

オ 本市以外の民営・公営のガス事業者も、本市の場合と同じくガスの大口供給制度が存在しているが、価格等の特別供給条件の公表はしていない。本市だけが突出して特別供給条件を公表することは、他のガス事業者にも多大の影響を与える

おそれがある。

カ 価格条件を公開すると、当該ガス料金単価と一般のガス料金単価との差異について、一般市民に誤解や混乱を招き、ガス事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがある。

キ 高負荷超大口契約制度は、個別の利用形態・条件に応じて契約されるもので、その契約内容には契約者の企業秘密が含まれることから、一般的な公表の性質になじまない。

また、現行のガス事業法及び本市ガス供給条例は、高負荷超大口契約については、ガス事業にメリットをもたらすものとし、価格条件を公表する制度をとっていない。

このことから、「公営企業の料金体系と料金単価が一目瞭然性を欠くことは、憲法、ガス事業法の精神に反し、公営事業としての明瞭性に欠ける」とする審査請求人の主張は立法論をいうにすぎない。

ク ガス事業を存続していくためには、経費の節減や業務の効率を図ることはもちろんであるが、特に業務用分野の積極的な需要開発によりガス設備全体の利用率を高め、料金コストの低減を図っていく必要がある。

その業務用分野の価格条件が公開されると、業務用分野の需要開発は不可能に近いものとなり、このことは、大津市がガス事業を存続していくための根幹を揺るがすものであると考えている。

以上の理由から、条例第 6 条第 8 号に該当すると判断したものである。

## 第 6 当審査会の判断理由

### 1 審査請求について

審査請求理由は、大要、ガス供給量、料金単価等の高負荷大口契約の内容を公開することにより、市のガス事業の収益状況や経営実績が明らかとなるので、ガス料金体系の適否の判断ができること、ガス事業という公共性の高い事業を地方公共団体がやっていることから（関係資料を）公開すべきである、との二点である。

### 2 実施機関の判断について

本件審査請求に係っては、実施機関は、公開を請求された文書が、条例第 6 条第 8 号に該当するとして、ガス料金単価等の数値部分を非公開とした。

### 3 当審査会の検討及び判断について

当審査会は、行政保有情報は、これを原則公開すべきと考えるのが条例の立場であり（条例第1条）さらに審査請求理由及び が一般的前提としては条例の趣旨からも妥当であると認識した上で、実施機関の主張を様々な角度から検討した。

その結果、公開すると、特に購入先等との価格交渉における困難さが生じ、ひいては、原料価格の高騰や利用料金の高騰などを惹起するなどのおそれ大きい、等々の実施機関の主張してきた事態に立ち至る可能性が高いものと判断した。

また、同時に、公開されないことが、市民の不利益を生じる原因とはなっていない、との心証を得た。

したがって、本件公文書で、条例第6条第8号に該当するとして実施機関が非公開とした部分については、同条同号に該当するものとする。

以上のことから、結論のように判断する。

### 4 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成8年10月29日	諮問書の受理
平成8年11月18日 (第2回審査会)	諮問内容の調査検討、審議計画の決定
平成8年12月2日 (第3回審査会)	実施機関の意見説明の聴取
平成8年12月25日 (第4回審査会)	審査請求人の意見説明の聴取の取扱い
平成9年1月24日 (第5回審査会)	審査請求人の意見陳述
平成9年2月17日 (第6回審査会)	審 議
平成9年3月17日 (第7回審査会)	審 議 実施機関の意見説明の聴取
平成9年4月14日 (第8回審査会)	審 議
平成9年4月21日	答 申